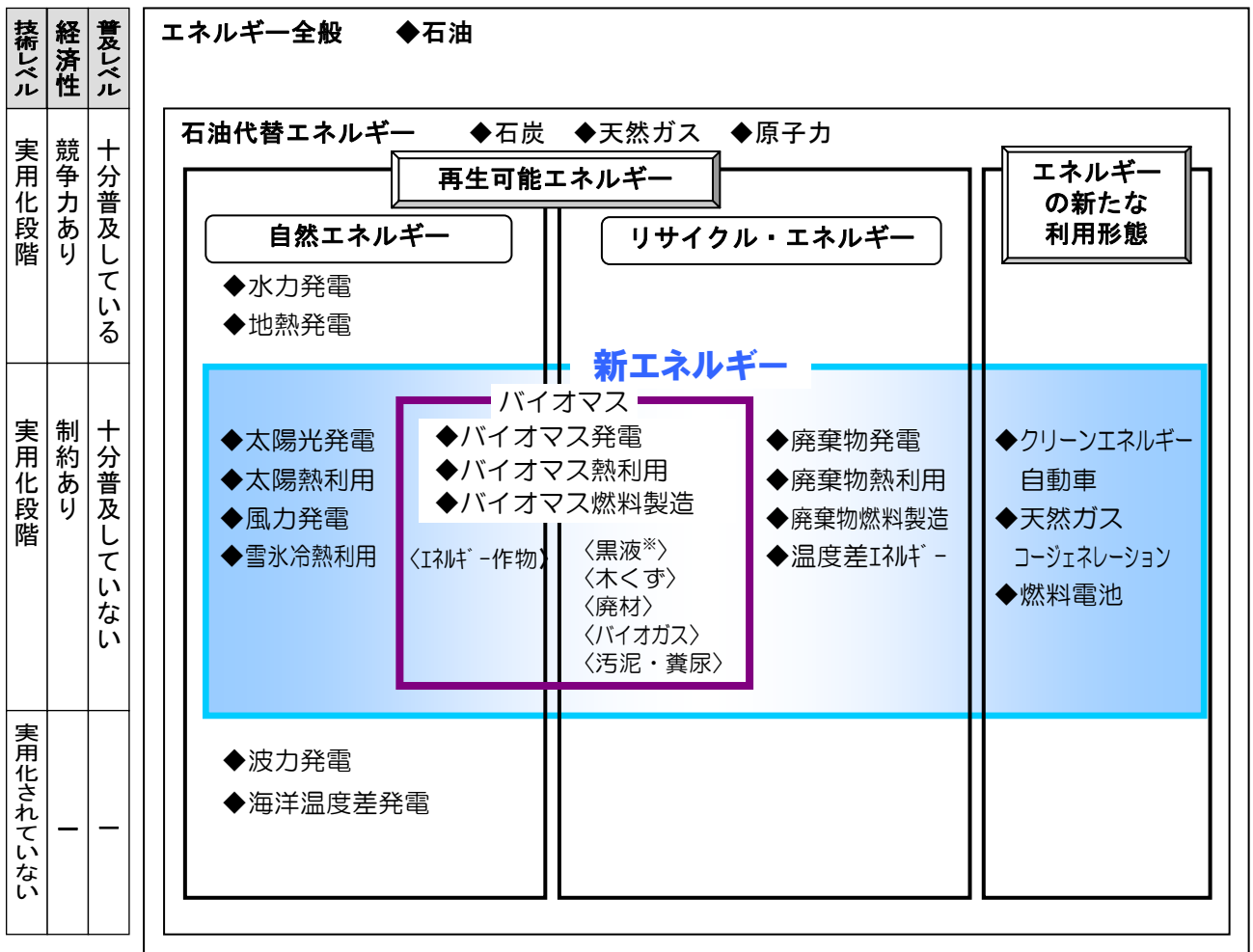


## 1.2 新エネルギーとは

新エネルギーは、新エネルギー法<sup>※1</sup>において、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。石油代替エネルギーとして11種類、エネルギーの新利用形態として3種、計14種類のエネルギーを、「新エネルギー」としている。

世界的には新エネルギーという定義はあまり見られず、「再生可能エネルギー」として、水力や地熱などの自然エネルギーを含めた形になっている。



注) \*黒液：パルプ製造工程の際に出る廃液のこと

図1.2-1 新エネルギーの位置付け

[参考]エネルギー白書2005年版

<sup>※1</sup> 正式名称は、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」である（1997年施行）。

【新エネルギーの概要】

太陽光発電



■ 太陽電池を使って、電気を得ます

太陽熱利用



■ 太陽熱を集めて、温水をつくれます

風力発電



■ 風の力で風車を回して発電します

雪氷冷熱利用



■ 雪や氷の冷熱を、冷房や冷蔵等に利用します

バイオマス発電・熱利用



■ 有機物を燃焼し、エネルギー源として利用します

バイオマス燃料製造



廃食用油 BDF 装置 BDF

■ 有機物を燃料に変えて利用します

廃棄物発電・熱利用



■ ごみ焼却の熱で発電し、排熱を有効利用します

廃棄物燃料製造



写真：RDF

■ 燃えるゴミ等を固形燃料化します

温度差エネルギー



■ 海水や河川水の外気との温度差、工場や変電所からの排熱を利用します

クリーンエネルギー自動車



■ 天然ガス車・電気自動車・メタノール車・ハイブリッド自動車等があります

天然ガスコージェネレーション



■ 天然ガスを燃焼し、発電と熱供給を同時に行うシステムです

燃料電池



■ 水素と酸素の化学反応によって電気を起こし、廃熱を利用します

### 1.3 地域新エネルギービジョン策定の意義・目的

本市における地域新エネルギービジョンは、本市の地域特性を活かした自然エネルギーや未活用資源を活用した新エネルギー導入について、以下の意義・目的に基づき策定する。

#### 地域新エネルギービジョン策定の意義

- 「地域新エネルギービジョン」は、本市の自然環境や社会条件に適した新エネルギー導入の可能性を探り、その導入施策を立案することにより、本市の将来像を描くものである。これは、国の方針に沿うとともに、市の活性化につながる計画とすることが可能である。
- 新エネルギービジョンの実践によって、地域資源の活用による循環型社会の形成、豊かな自然環境の保全が図られ、さらには地球環境の保全に貢献する。
- エネルギー面においては、エネルギーセキュリティの向上、限りある化石燃料の消費の抑制につながる。
- 循環型社会のまちづくりの一環として、新エネルギー利用に取り組むことにより、市民のエネルギーや自然環境保全に対する意識醸成を図ることができる。
- 将来的には、本市の家畜排せつ物、農水産廃棄物、廃食用油等のバイオマス等の利用により、農水産業や観光など地域産業の振興の一助になることが期待される。
- 新エネルギー導入は、風水害や予想される東海地震等に備え、非常時における電力・エネルギーの確保につながる。

#### 地域新エネルギービジョン策定の目的

- ①地域資源を活用した新エネルギー導入により、市民、事業者、市が一体となった、地球温暖化等の環境問題改善の先進モデルとなり、魅力的、個性的なまちづくりの推進力とする。
- ②新エネルギービジョンを通じて、「さわやかで美しい環境のまち」に取り組む本市の積極的な姿勢を示し、市民への新エネルギーの普及啓発を図る。
- ③湖西市環境基本計画及び環境マネジメントシステムの取り組みとともに、地域資源を活用した新エネルギー導入の基本方向を示す本ビジョンを策定し、循環型社会のまちづくりを目指す。